破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３１８号
神奈川県厚木市妻田北３丁目22番15号　アドバンスヒル３－２－Ｂ、旧住所神奈川県厚木市妻田西３丁目24番29　403号
債務者　阿部　順子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木下美帆
4　破産債権の届出期間　平成23年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２号
岩手県奥州市江刺区栄町19番11号、旧住所岩手県北上市本石町２丁目３番８号　岩手東芝本石寮
債務者　高倉　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　裕彌
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第４６３号
仙台市泉区旭丘堤２丁目24番12号
債務者　村上まゆみ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
岡山市南区築港新町２丁目18番24号
債務者　綾　　康弘
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６号
岡山市南区築港新町１丁目13番８号
債務者　綾　　隆夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７号
岡山市南区築港新町１丁目13番８号
債務者　綾　　朱美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５９号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目136番地イスズハイツ303号
債務者　齋藤　幸美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４１３号
札幌市南区澄川４条４丁目10番30号
債務者　永井　健三
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２号
岩手県奥州市江刺区八日町２丁目１番３号ミサワホームＡＰＡ棟101号室、申立時の住所岩手県奥州市江刺区愛宕字海老島120番地
債務者　菊地　　透
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　順平
4　破産債権の届出期間　平成23年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９６号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上土橋53番地
債務者　高橋　欣一
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成23年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第８４６号
愛知県春日井市大手町４丁目10番４号　アクシス和宏303号室、住民票上の住所名古屋市守山区金屋２丁目397番地　宝マンション新守山イースト303号
債務者　山岸　秀秋
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
4　破産債権の届出期間　平成23年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４７号
名古屋市東区白壁１丁目１番地、住民票上の住所名古屋市天白区八事山508番地
債務者　柴田　圭三
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２号
奈良市横井２丁目276番地の３、住民票上の住所奈良市横井２丁目240番地の３
債務者　西岡　政史
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　和弘
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２５号
札幌市厚別区厚別北３条３丁目13番18号
債務者　福野　伸彦
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　勝裕
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部